

## 令和4年度第3回酒田市公文書等管理委員会 議事概要

- ・ 日 時／令和5年2月9日（木） 午後2時～3時45分
- ・ 場 所／中町庁舎3階 多目的室
- ・ 出席者／委 員 田中委員長、相原委員、門松委員、中山委員  
事務局 齋藤総務課長、岩浪公文書等管理主幹、荒木課長補佐、  
齋藤法制係長、大沼専門員

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協 議

(1) 令和4年度に整理した公文書の状況について（特定歴史公文書扱い予定のもの及び廃棄候補予定のもの）

- 事務局より、今年度中に整理した公文書の概要及び会議資料（別途送付電子データ含む）について説明をした後、中町庁舎4階に仮置きしている特定歴史公文書扱い予定のもの及び廃棄候補予定のものに係る確認の流れを説明。
- 説明後、全員4階に移動し、各自確認。[約30分間]
- 確認終了後、全員3階に戻り、協議再開。
- 前段の事務局の説明と合わせて、実際に整理済のものを確認した結果から、今年度中に整理した公文書の状況について意見交換し、その内容は次のとおり。

<意見交換>

(相原委員)

歴史公文書目録の箱番号1066番、松山町の「明治4年、明治9年松嶺町割絵図」について、これは明治の原本ではなくて、多分印刷・販売されたものである。今も松山の文化伝承館で取り扱っている可能性があるため、公文書には当たらないのでは。

(田中委員長)

ちょっと確認は必要で、今の印刷物であれば必要ないのかもしれないが、現物があと無いとすれば…

(岩浪主幹)

もちろん廃棄するという意味ではなくて、その公文書という括りではなく、他の郷土資料的な扱いで。

(田中委員長)

歴史公文書というよりも資料的な扱いの方が良いのではという意見でしたが。

(事務局)

はい、分かりました。

(中山委員)

歴史公文書目録の箱番号 1130 番～1152 番については、尋常学校等関係の小学校から光ヶ丘小学校までの学籍簿、いわゆる現在では指導要録と言われているが、これについての資料が大量にあった。在籍する児童生徒達の成績、様々な行動、学校で記録する内容が全部記されている。

現行の学校教育法施行規則では、学籍の記録については20年、指導の記録いわゆる成績とか様々な特別活動、進路先とかについては5年という廃棄基準がある。私の記憶では明治33年頃には永年保存となっていたが、今の現行法から言えば廃棄すべき資料に該当すると思う。内容的にも、開示請求があった場合には、ほとんど黒塗りで出さなければならないような資料である。

もう一度これは、歴史公文書として保存するかどうか検討が必要なのでは。

ただ、もう一つの側面として、教育的な史資料としてどのように保存するかというところの観点もあり、その部分で少し論文とか調べてきたが、写真で撮って、個人名はぼかして、明治時代とか大正、昭和初期、戦前のものは出されている。大学の教育学関係の研究者等にとっては非常に貴重な資料であると思う。ただ、この文書を作成した当時の教職員の方々の意図、文書作成者・管理者の意図と違う方向で利用されると大変な問題を生じてしまう。ましてや光ヶ丘小学区、昭和29年に在籍していた年配の方はご存命の方もいらっしゃるの、それを見させてくださいと利用請求があった場合、それが適切なのか。今の法令では廃棄しなさいとなっていることとの整合性など、問題が発生しないかなといった懸念がある。

教育委員会とも相談したり、総務の方で検討したりして、結論を出された方がいいのではと思った。

(門松委員)

おそらく教育史とかで研究をされている方からすると、一体どのような指導をするのかという点では、原簿が無いと辿れないということになるので、資料としては残してもらった方が良く思う。大変貴重な資料であると。担任の先生が当時のルールに従ってチェックをして付けられた評価、どういった形でこの時代に生徒に対する評価を行っているのか、実態を解明しようとする場合には、現物に当たるのが一番早いと思うので、そうした点からすると非常に貴重な資料であるということになる。

他方、いわゆる個人情報、プライバシーの観点からすると著しく侵害することになるので、申請があった時の審査は厳格にして、資料としては保存してもらおうのがよろしいのではないかと。完全に一般に自由に公開しますということではなくて。

現時点だと例えば自分の親が、直接児童として書かれていた場合、まだ年代的に

近い場合、ご存命というか関係者の方がいらっしゃるので、現時点だと研究用としても使いづらいことがあるかもしれないが、これが30年、50年経った時に、そういった身近な方だと分からなくなった時に資料として使うということも考えられるので、一回廃棄してしまうと取り返しがつかないので、その辺はスペース等が許すのであれば保存をしてもらって、もし見たいという要望があった際には、精査をしてもらって公開できる範囲で公開するというのがよろしいのではないかと思います。

(中山委員)

あくまでも開示できるのは教育学等を研究している方だけではないだろうか。一般の人とかマスコミ向けではないのではと思う。

(相原委員)

それでは、保存しておくとして、こういう資料がありますよと目録等で公開すること自体は大丈夫だろうか。

(田中委員長)

隠す必要はないのでは。取扱いのところだけ厳密にしていかないと。

(門松委員)

リストとして掲載してもらわないと、研究している立場の人も、どこに何があるのか分からないということになってしまうので、どういった目的でその資料を閲覧したいのかということに照らして審査をしてもらって、例えばこの情報は関係者の方がご存命の可能性が高いので伏せるだとかといった判断で対応するのが適切なのでは。持っているけど持っていないことにするというのはちょっと違うと思う。

(田中委員長)

いろいろと懸念はあるが、保存はしておいた方が良いと思う。

(中山委員)

現在、各学校における指導要録の保存・廃棄については、現行法との齟齬が生じないかというところの問題がある。

いわゆる20年や5年の保存期間とされているのに、廃棄できずに持っているジレンマがある。

(門松委員)

戦後の学校教育法の規定が、例えば戦前の学校の記録にまで遡及をして対象となって廃棄しなければならないということになるのかということであるが、その当時のルールに従って保存していたというものであるもので、それはそのまま保存してもらって、適切な利用に供するというところでよろしいのでは。

(田中委員長)

その他違う点で、今回の廃棄候補リストを見たが、廃棄の理由を見ると適切なのではと感じたが、皆さん何かお気付きの点などありましたでしょうか。特に無ければその他でも結構なので。

(事務局)

「広報さかた」が歴史公文書目録に挙がっているが、条例上、広報は歴史公文書、公文書ではないという取扱いで、もし残すとするとどう感じるか…

(岩浪主幹)

もちろん残すが、行政資料として別の括りにして残すべきである。時々入っている、出版物のようなものが。

(田中委員長)

それでは見たいという時にはどうすればいいのか。

(事務局)

行政資料という話であるが、実は以前は図書館で管理をしていたが、ミライニに移る時に、行政資料も公文書と一緒に管理した方が良いのではということで、一時的に総務課へ移管してこちらで持っている。保管場所は旧図書館の閉架室である。

それも併せて公文書等管理室で整理していこうと考えている。歴史公文書とは別のリストで。

(相原委員)

私はその行政資料というものを今日初めて知ったが、それはどうやって供覧しているのか。

(岩浪主幹)

光丘文庫の資料とかと同じように閉架式にしかないが、データベースで検索して出てくるというイメージである。以前は図書館の検索データベースだったが、今後は光丘文庫の検索データベースに入れたいと考えている。

(田中委員長)

只今あった「広報さかた」も行政資料扱いで良いのでは。

その他特に無ければ、今回の歴史公文書目録と廃棄候補リストについては、そういった形で承認してよろしいでしょうか。

<異議なし>

(田中委員長)

続いて、(2)市の組織改編等に伴う各文書管理規程の一部改正について、事務局の説明をお願いします。

(2)市の組織改編等に伴う各文書管理規程の一部改正について

○ 会議資料により事務局が説明し、特に質疑応答はなし。

#### 4 その他

○ 事務局より、次回の委員会の開催日程、開催場所及び協議内容について説明。

また、「門松委員の文庫報光丘への寄稿について」「光丘文庫資料データベース及びジャパン・アーカイブズ・ディスカバリーについて」「国立公文書館所蔵資料展開催会場の公募等について」の情報提供を行った。

最後に、酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について説明(個人情報保護法の改正に伴う機械的な改正のため事後報告)を行った。

## 5 閉 会